

伊達市

第4期 障がい者計画

第7期 障がい福祉計画・

第3期 障がい児福祉計画

基本理念

障がいのあるなしにかかわらず、
くらしやすい福祉のまちづくり

本計画においては、基本理念が目指す福祉のまちづくりを実現するため、4つの基本方針を設定し、基本方針を踏まえた施策・事業を展開していきます。また、基本方針ごとに進捗状況を把握していくことで、計画の推進管理を行っていきます。

障がいのあるなし、障がいの種別や程度にかかわらず、住み慣れた伊達市で住み続けられ、さらには伊達市で生活して良かったと言える地域づくりを目指します。

計画の推進体制策

(1) 庁内の推進体制の整備と市民・関係機関等の連携

計画の基本理念の実現に向けては、障がい者福祉の分野にとどまらず、市のさまざまな部局や関係機関との総合的な取組が重要です。今後、伊達市自立支援協議会を積極的に活用しながら計画を進めます。

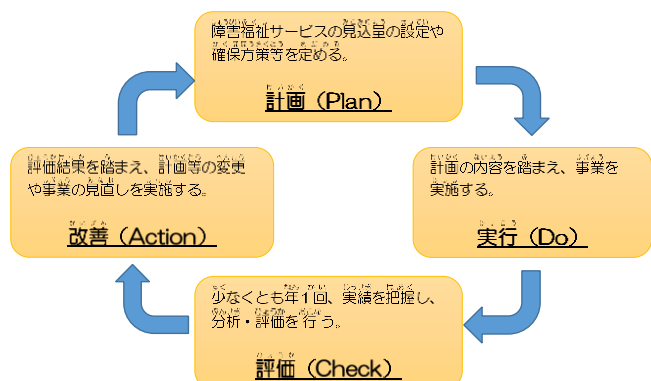
また、市民や関係機関等と連絡・協議の上、市民のニーズの変化や社会動向に対応できるよう、計画の具体的な部分については適宜、見直しを行っていきます。

(2) 計画についての広報・啓発の推進

広く市民の理解や協力を得るために、市の広報誌やホームページなどさまざまな機会を通じて計画の広報・啓発活動を進めます。

(3) 計画の進行管理

障害者総合支援法に基づき、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めたときは、計画を変更することなど必要な措置を講じる「PDCAサイクル」を導入します。



第4期障がい者計画の施策の体系

障がいのあるなしにかかわらず、くらしやすい福祉のまちづくり

基本方針Ⅰ 自分らしく暮らすための環境整備

1 障がいに対する理解促進

「障がいの社会モデル」の浸透、「障害者週間」の周知、障がい者理解の促進

2 社会参加の推進

障がい者の自主的活動の支援、障がい者スポーツの推進、居場所の確保に向けた取組

3 保健・医療の充実

障がいの早期発見と理解促進、特定健康診査の実施、精神障がいに対応した地域生活支援、自殺（自死）対策の推進、難病患者等に対する支援

基本方針Ⅱ 地域で学び・働くための支援体制づくり

1 療育・保育・教育の充実

切れ目のない支援の推進、専門的な相談支援ができる体制づくり、インクルーシブ教育の推進、特別支援教育の充実、地域住民との交流機会の拡充、学校教育施設のバリアフリーの推進

2 雇用・就業の支援

障がい者の雇用促進、障がいのある労働者の権利保護、障がい者の労働環境の整備、障害者優先調達推進法に基づく優先購入、交通費助成の検討、施設等の製品等の販売促進の検討、就労継続支援事業所の工賃向上、農福連携の強化

基本方針Ⅲ 安心して暮らせるまちづくりの推進

1 差別の解消及び権利擁護の推進

合理的配慮の普及・啓発、障害者差別解消法の周知、市職員の研修・啓発、「障がい者差別解消支援地域協議会」の設置の検討、障がい者虐待防止の広報・啓発、成年後見制度の利用普及、成年後見制度利用支援体制づくり

2 安全・安心の推進

災害に強い地域づくりの推進、災害発生時の「共助」の仕組みの構築、福祉避難所の整備、地域防災活動の充実、防犯体制の整備、消費者保護対策の推進

3 まちづくりの推進

公共的建築物・道路・公園等の整備、障がい者の声を反映したバリアフリーの推進、アクセシビリティの向上

基本方針Ⅳ 暮らしを支える体制の整備

1 情報のアクセシビリティ（利便性）

福祉サービス情報提供の充実、広報媒体の充実、手話が広がる環境づくり、聴覚障がい者への情報提供の充実、視覚障がい者への情報提供の充実

2 生活支援体制の充実

相談窓口の充実、相談者の意思を尊重した意思決定支援、在宅障害福祉サービスの充実、常時介護を必要とする人への支援、日中活動の場づくり、グループホームの充実、住まいと生活の場の確保、移動支援の充実、日常生活用具などの給付

3 相談支援体制の充実

障害児相談支援体制の整備、障害児通所支援サービスの充実、地域生活支援体制の推進、成長過程に応じた支援、障がい者及び家族等の状況把握、包括的な相談支援体制の構築、「共生型サービス」事業所の普及、地域生活支援拠点の整備、県北圏域自治体等との協議・連携

第7期障がい福祉計画における障害福祉サービスの確保の方策

(1) 訪問系サービス

相談支援事業所等と連携を図りながら、適切なサービスの量及び質の確保に向けた取組を行いながら、障がいのある人の在宅での生活が充実化されるように努めます。

(2) 日中活動系サービス

生活介護は、利用の増加が予測されるため、安定的な支給の確保に努めます。就労系サービスについては、質の高いサービスの提供や個々に応じたサービスの提供体制を整えます。「農業分野」と「福祉分野」が一体となつて行う農福連携の取組への支援に努めます。

短期入所については、利用を促進し、介護者の負担軽減を図ります。

(3) 居住系サービス

地域移行が進められている中、共同生活援助のニーズは今後さらに増加すると予想されます。安心して生活できる居住の場や地域支援体制の確保に努めます。

(4) 相談支援の整備

丁寧でより細やかな基本相談支援と必要なモニタリングの確保により適切なサービス利用計画が作成されるよう努めます。

地域移行と地域定着については、関係機関と連携しながら支援体制の確保に努めます。また、地域移行を進めるにあたり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを整備していきます。

第3期障がい児福祉計画における障がい児支援の確保の方策

(1) 障害児通所支援

障がいのある児童の療育及び訓練又は日中活動の場として、地域における児童数や保育所等での障がいのある児童の受入れ状況等の把握に努め、適切にサービスを利用できるように支援体制の整備に努めます。

(2) 障害児相談支援

障がいのある児童に対する福祉サービス等の制度周知に努めます。

相談事例の共有等に関する取組を行い質の高い支援体制の強化を図るとともに、保育・教育機関、障害児通所支援事業所等との連携を図ります。また、医療的ケア児コーディネーターの配置を目指しながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

地域生活支援事業の確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者差別解消法に基づく差別解消の推進のため、広報誌、ホームページ等を活用した広報活動をしていきます。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族で構成される当事者団体が行う社会参画活動等が円滑に進むよう支援します。

(3) 相談支援事業

住宅入居に関する相談支援の実績等を確認しながら、関係機関との連携を図り支援体制について検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

本計画を成年後見制度の利用促進に関する法律及び国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく成年後見制度利用促進計画と位置づけ、支援体制づくりの整備を進めていきます。

(5) 意思疎通支援事業

手話に対する理解を深め、手話を広く普及するとともに、手話を使う障がいのある人が安心して日常生活を送ることができる環境づくりを進めます。

(6) その他の事業

事業周知を図りながら利用者のニーズを的確に把握し、相談支援事業所等との連携を図りながら必要なサービス供給体制確保及び適正な事業実施に努めます。

計画期間

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者計画（6年間）	第4期					
障がい福祉計画（3年間）	第7期			第8期		
障がい児福祉計画（3年間）	第3期			第4期		

伊達市第4期 障がい者計画・第7期 障がい福祉計画・第3期 障がい児福祉計画
令和6年3月 発行 伊達市 編集 伊達市健康福祉部 社会福祉課

住所 〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地

連絡先 TEL：024-575-1274

FAX：024-576-7199

E-Mail：syakai@city.fukushima-date.lg.jp

<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/>